

県北広域振興局長告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年9月28日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 路線名 侍浜夏井線
- 2 供用開始の区間 久慈市侍浜町本波第12地割1番2地先から第8地割24番14地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成24年9月28日から同年10月28日まで